○ 投資法人の計算に関する規則 (平成十八年内閣府令第四十七号)

営業又益及び営業費用は、資産四十八条 (略) 改 正	営業又益及び営業費用は、資産の重用で系る業务及びその四十八条 (略) 現 行
2 営業収益及び営業費用は、資産の運用に係る業務及びその附帯業	2 営業収益及び営業費用は、資産の運用に係る業務及びその附帯業
務に関する収益又は費用を、受取利息、受取配当金、有価証券売却	務に関する収益又は費用を、受取利息、受取配当金、有価証券売却
損益、不動産賃貸収入、不動産売却損益、再生可能エネルギー発電	損益、不動産賃貸収入、不動産売却損益、再生可能エネルギー発電
設備の賃貸収入、再生可能エネルギー発電設備の売却損益、公共施	設備の賃貸収入、再生可能エネルギー発電設備の売却損益、公共施
設等運営権の売却損益、公共施設等の売却損益、公共施設等の運営	設等運営権の売却損益、公共施設等の売却損益、公共施設等の運営
事業収入、公共施設等の運営事業費用、資産運用報酬、資産保管手	事業収入、公共施設等の運営事業費用、資産運用報酬、資産保管手
数料、減損損失(営業費用の性質を有する場合に限る。)、のれん	数料、減損損失(営業費用の性質を有する場合に限る。)、のれん
の償却額、租税公課(外国法人税(法人税法第六十九条第一項に規	の償却額その他の収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した項
定する外国法人税をいう。)を含む。)その他の収益又は費用の性	目に細分しなければならない。
質を示す適当な名称を付した項目に細分しなければならない。	
3~5 (略)	3~5 (略)